

# IV 推計方法



## [1] 基本勘定

### 1 統合勘定

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
(1) 県内総生産勘定 (生産側と支出側)	○主要系列表を総合整理し、一部項目を別途推計することにより作成する。	
(2) 県民可処分所得 と使用勘定	○制度部門別所得支出勘定の各項目を積み上げることにより作成する。	

### 2 制度部門別所得支出勘定

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
1 県民雇用者報酬	○ [2] -3 県民所得及び県民可処分所得の分配 参照	
2 営業余剰(・混合所得)	○ [2] -3 県民所得及び県民可処分所得の分配 参照	
3 財産所得	○ [2] -3 県民所得及び県民可処分所得の分配 参照	
4 生産・輸入品に課される税	○全経済活動及び各産業部門を各々推計する。	・直接照会 ・栃木県税務統計
5 補助金	○各補助金別に推計。	・県決算書 ・内閣府資料
6 所得・富等に課される 経常税		
(1) 受 取	○一般政府（地方政府等）に計上。  所得税、法人税、県市町村民税、自動車関係税、事業税	・関東信越国税局統計書 ・栃木県税務統計
(2) 支 払	○非金融法人企業、金融機関、家計に計上。  税目ごとに、国の制度部門分割比率を準用して分割。	・内閣府資料
7 社会負担	○ [2] -3 県民所得及び県民可処分所得の分配 参照	
7-1 雇主の現実社会負担		
(1) 受 取	○一般政府（地方政府等）、金融機関に計上  社会保障基金に対する負担及び年金基金への負担の 収納済額	
(2) 支 払	○家計に計上。  受取を県民ベースに転換	
7-2 雇主の帰属社会負担		
(1) 受 取		
①雇主の帰属年金負担	○金融機関に計上	
②雇主の帰属非年金 負担	○一般政府（地方政府等）に計上  ○制度部門別分割割合により非金融法人企業、金融機関、 対家計民間非営利団体に分割して計上。 その他の雇主負担	
(2) 支 払	○家計に計上	

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
7-3 家計の現実社会負担		
(1) 受 取	○一般政府（地方政府等）、金融機関に計上  社会保障基金に対する負担及び年金基金への負担の収納済額	・関係機関(事業年報等) ・内閣府資料 ・国民経済計算 ・直接照会
(2) 支 払	○家計に計上。  受取を県民ベースに転換。	
7-4 家計の追加社会負担		
(1) 受 取	○金融機関に計上。 「年金受給権に係る投資所得額」と同額 [2] -3 県民所得及び県民可処分所得の分配 参照	
(2) 支 払	○家計に計上。	
7-5 (控除)年金制度の手数料		
(1) 受 取	○金融機関に計上。 「年金基金の産出額」と同額	
(2) 支 払	○家計に計上。	
8 現物社会移転以外の社会給付		
(1) 受 取	○家計に計上。  社会保障基金及び年金基金からの給付額、退職一時金の支給額	・関係機関(事業年報等) ・直接照会 ・国民経済計算 ・内閣府資料
(2) 支 払	○非金融法人企業、金融機関、一般政府（地方政府等）、 対家計民間非営利団体に計上。  受取を県内ベースに転換。	
9 社会扶助給付		
(1) 受 取	○家計に計上。  生活保護費は支払額をもって受取額、その他の恩給等は県民ベースに転換して計上。	・内閣府資料
(2) 支 払	○一般政府（地方政府等）、対家計民間非営利団体に計上。  国の当該計数を従業者数の対全国比で分割。	
10 その他の経常移転		
(1) 非生命保険金		
①受 取	○各制度部門に計上。  火災保険・自動車保険・自賠責保険は、制度部門別分割比率により分割。	・内閣府資料
②支 払	○金融機関に計上。	
(2) 非生命純保険料		
①受 取	○金融機関に計上。	
②支 払	○各制度部門に計上。  非生命保険金と同様に分割。	・内閣府資料
(3) 一般政府内の経常移転		
①受 取	○該当項目を計上。	・国県市町決算書
②支 払	○該当項目を計上。	

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
(4) 他に分類されない 経常移転		
(4)-1 対家計民間非営利 団体への経常移転		
①受 取	○対家計民間非営利団体に計上。	・内閣府資料
②支 払	○対家計民間非営利団体以外の制度部門に計上。	・経済センサス ・地方財政状況調査
(4)-2 対家計民間非営利 団体以外への経常移転		
①家計間の仕送り金		
ア受 取	○家計に計上。 支出系列より仕送り金をとり、移入・移出は学校基本 調査より学生数を推計。	・全国消費実態調査 ・学校基本調査
イ支 払	○受取と同様	
②一般政府		
ア受 取	○市町村財政の状況、決算書より該当項目をとる。	・全国消費実態調査 ・県決算書
イ支 払	○受取と同様	・地方財政状況調査
(5) 罰 金		
①受 取	○一般政府（地方政府等）に計上。	・内閣府資料
②支 払	○非金融法人企業、金融機関、家計に計上。	・県決算書
11 最 終 消 費 支 出	○ [2] -4 県内総生産（支出側）（名目） 参照	・地方財政状況調査
12 年金受給権の変動調整	○金融機関に計上。 雇主の現実年金負担+雇主の帰属年金負担 +家計の現実年金負担+家計の追加社会負担-年金制度の手数料 -その他の社会保険年金給付	
①受 取	○家計に計上。	
②支 払	○金融機関に計上。	
13 貯 蓄	○各制度部門 受取合計から支払合計の差引	

### 3 制度部門別資本調達勘定

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
1 貯蓄	○ [1] -2 制度部門別所得支出勘定 13貯蓄参照	
2 固定資本減耗	○ [2] -1 経済活動別県内総生産（生産側）（名目） 固定資本減耗を制度部門別に分割。	・内閣府資料
3 資本移転	○一般政府と他の制度部門間（金融機関は除く）でのみ 行われる。推計に当たっては、一般政府の受取、支払を 求め、項目別にその性格を考慮し、各制度部門に分割。  (一般政府の支払) ・国出先機関 報償金、補償金、賠償償還及び払戻金、資本補助金等 ・県、市町村、一部事務組合 普通建設事業費及び災害復旧事業費におけるその他 の補助金。 ・国庫への支払 中央政府等の資本移転の受取（国庫からのものを除く）。  (一般政府の受取) ・国出先機関 弁償及び違約金、満期後収入等。 ・県 交通安全対策特別交付金、その他からの分担金・負担金、 普通建設事業費支出金、災害復旧支出金、財政補給金、 その他からの寄付金。 ・市町村、一部事務組合 交通安全対策交付金、その他からの分担金・負担金、 普通建設事業費支出金、災害復旧支出金、財政補給金、 寄付金。 ・国庫からの受取 中央政府等の総固定資本形成、土地の購入（純）、 資本移転の支払（国庫への支払を除く）の合計。	・直接照会  ・県決算書 ・地方財政状況調査
4 総固定資本形成	○ [2] -4 県内総生産（支出側）（名目）で推計した総固定 資本形成を各制度部門に分割。	・内閣府資料
5 在庫変動	○ [2] -4 県内総生産（支出側）（名目）で推計した在 庫品増加を各制度部門に分割。	・内閣府資料
6 土地の購入（純）	○一般政府についてのみ下記の方法により推計。 ・中央政府 「換地清算金」＋「土地購入費」－「土地及び立木 竹売払代」 ・地方政府 「用地取得費（用地補償費は除く）」－「土地建物 売払収入」－「立木竹売払代」	・直接照会 ・県決算書 ・地方財政状況調査
7 純貸出（＋）／純借入 （－）	○「総資本調達－（総固定資本形成＋在庫品増加＋土地 の購入（純）」による。ただし、一般政府以外は土地 の購入（純）は推計していないので、土地の購入（純） を含んだものとなる。	

[2] 主要系列表

1 経済活動別県内総生産（生産側）（名目）

項目	産出額	中間投入額	主な資料
	<p>経済活動別県内総生産は、「市場生産者」「非市場生産者（政府・非営利）」に分けて推計しており、それぞれの経済活動別に生産者価格表示の算出額を推計し、これから中間投入額（原材料、燃料等の物的経費及びサービス経費等）を控除する付加価値法によって推計しています。また、各経済活動に共通の事項として、「自社開発ソフトウェア産出額」「企業内研究開発のR&amp;D産出額」を算出し、それぞれの経済活動に計上しています。</p> <p>※使用した資料が暦年単位の値である場合は、年度単位への変換を行っています。また、中間投入額の算定に国の中間投入比率を準用していない産業等については、必要に応じ中間投入額にFISIM（仲介金融サービス）消費額・政府手数料の加算・控除を行っています。</p>		
＜市場生産者＞			
1 農林水産業			
(1) 農業			
ア 耕種農業、畜産、養蚕、加工農産物	○品目別農業粗生産額	○産出額×国の中間投入比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産農業所得統計</li> <li>農業経営統計調査</li> <li>直接照会</li> <li>経済センサス</li> </ul>
イ 農業サービス業	○国の産出額×従業者数の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府資料</li> </ul>
(2) 林業			
ア 育林業	○栃木県産業連関表「林業」の内数	○産出額×国の中間投入比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>栃木県産業連関表</li> <li>農林業センサス</li> </ul>
イ 素材生産業	○丸太：民有林の木材生産額 ○薪炭、特用林産物：生産量×単価	○産出額×国の中間投入比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>林業産出額（旧生産林業所得統計）</li> <li>直接照会</li> <li>内閣府資料</li> </ul>
(3) 水産業			
ア 内水面漁業	○河川における販売目的の漁獲量×単価	○産出額×栃木県産業連関表「漁業」の投入係数	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業・養殖業生産統計</li> <li>栃木県水産業協同組合要覧</li> </ul>
イ 内水面養殖業	○魚種別販売量×単価	○養魚事業等に係る支出（人件費等を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接照会</li> <li>栃木県産業連関表</li> </ul>
2 鉱業	○国の産出額×従業者数の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済センサス</li> <li>内閣府資料</li> </ul>
3 製造業			
(1) 民間企業（工業統計の対象産業）	○販売電力収入を除く製造品出荷額等－転売商品の仕入額＋在庫純増（製品、半製品、仕掛品について期首期末の差を推計し、物価調整したもの） ※各業種ごとに推計し合算、従業者数4人未満の事業所については、全数調査のない年度は推計	○（原材料使用額等－製造等に関連した外注費－転売商品の仕入額）＋間接費－発電用燃料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業統計</li> <li>経済センサス</li> <li>栃木県鉱工業指数</li> <li>製造業部門別投入・産出物価指数</li> <li>内閣府資料</li> </ul>

項 目	産 出 額	中間投入額	主な資料
(2) 公的企業	○料金収入（と畜場） ○作業収入（刑務所）	○産出額×国の中間投入比率	・市町村公営企業決算の状況 ・直接照会
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業			
(1) 電気業	○発電部門：全国発電部門産出額×発電部門分割比率 ○送配電部門：全国送配電部門産出額×送配電部門分割比率	○発電部門産出額×該当電力会社の発電部門中間投入比率 ○送配電部門産出額×該当電力会社の送配電部門中間投入比率	・電力調査統計 ・市町村公営企業決算の状況 ・電力会社決算資料 ・国勢調査 ・内閣府資料
(2) ガス・熱供給業	○営業収入	○営業費用－（人件費＋自動車重量税＋減価償却費）	・ガス事業年報 ・直接照会
(3) 水道業	○営業収入－受託工事収益－受水費	○営業費用－職員給与－減価償却費	・市町村公営企業決算の状況 ・企業局資料
(4) 廃棄物処理業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金給与額の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	・内閣府資料 ・第3次産業活動指数 ・経済センサス ・毎月勤労統計調査
5 建設業			
(1) 建築工事・土木工事	○国の建設投資推計額×出来高ベースの対全国比 ※建築工事・土木工事を推計し合算	○産出額×国の中間投入比率	・建設投資見通し ・建設総合統計 ・内閣府資料
(2) 補修工事	○(1)の産出額×建設補修率	○産出額×国の中間投入比率	・建設工事施工統計調査 ・栃木県産業連関表 ・内閣府資料
6 卸売・小売業			
(1) 卸売業	○国の産出額×自県分の産業別卸売業年間販売額等の対全国値 ・卸売業年間販売額等＝（卸売業年間販売額－本支店間移動－製造業の販売事業所分）×卸売業マージン率＋その他の収入額	○産出額×国の中間投入比率	・商業統計 ・商業動態統計 ・法人企業統計 ・内閣府資料
(2) 小売業	○国の産出額×自県分の産業別小売業年間販売額等の対全国値 ・小売業年間販売額等＝（小売業年間販売額－本支店間移動）×小売業マージン率＋その他の収入額	○産出額×国の中間投入比率	



項 目	産 出 額	中間投入額	主な資料
7 運輸・郵便業			
(1) 鉄道業	○全社営業収益×栃木県内乗客数 ／全社乗客数 ※各鉄道会社ごとに推計し合算	○産出額×国の中間投入比率	・貨物地域流動調査 ・栃木県統計年鑑 ・鉄道輸送統計年報 ・直接照会 ・内閣府資料
(2) 道路運送業			
ア 旅客	○運送収入（乗合・貸切バス、乗用の計）	○産出額×国の中間投入比率	・関東運輸局資料 ・第3次産業活動指数
イ 貨物	○国の産出額×輸送トン数の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	・交通関連統計資料集 ・自動車輸送統計年報 ・内閣府資料
(3) 水運業	○営業収入	○産出額×国の中間投入比率	・直接照会 ・内閣府資料
(4) 航空運送業	○国の産出額×従業者数の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	・内閣府資料 ・第3次産業活動指数 ・経済センサス
(5) その他の運 送業			
ア 貨物運送取扱 業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金 給与額の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	・交通関連統計資料集 ・倉庫統計季報 ・直接照会
イ 倉庫業	○国の産出額×年度平均月末在庫量の対全 国比	○産出額×国の中間投入比率	・内閣府資料 ・第3次産業活動指数 ・経済センサス
ウ コン包業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金 給与額の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	・毎月勤労統計調査 ・観光庁資料 ・内閣地方創生推進 事務局資料
エ 道路輸送施設 提供業	○有料道路の料金収入＋（駐車場業の国の 産出額×駐車可能台数の対全国比）	○産出額×国の中間投入比率	
オ 水運施設管 理・その他の 水運附帯サー ビス業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金 給与額の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	
キ 旅行・その他 の運輸附帯 サービス業	○（国の産出額×従業者数の対全国比×現金 給与額の対全国比）＋仲介手数料	○産出額×国の中間投入比率	
(6) 郵便業	○国の産出額×従業者数の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	・内閣府資料 ・経済センサス
8 宿泊・飲食 サービス業			
(1) 飲食サービ ス業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金 給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	・内閣府資料 ・第3次産業活動指数 ・経済センサス ・毎月勤労統計調査

項目	産出額	中間投入額	主な資料
(2) 旅館・その他の宿泊所	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	・内閣府資料 ・第3次産業活動指数 ・経済センサス ・毎月勤労統計調査
9 情報通信業			
(1) 電信・電話業			
ア 通信業	○国の産出額×発信回数 of 対全国比	○産出額×国の中間投入比率	・テレコムデータブック
イ 電気通信に附帯するサービス業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	・内閣府資料 ・第3次産業活動指数 ・経済センサス ・毎月勤労統計調査
ウ インターネット附随サービス業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	
(2) 放送業			
ア 公共放送業	○受信料収入+選挙放送に係る交付金収入	○産出額×国の中間投入比率	・直接照会 ・内閣府資料
イ 民間放送業	○放送収入+制作収入+番組販売収入-代理店手数料	○産出額×国の中間投入比率	・第3次産業活動指数 ・経済センサス ・毎月勤労統計調査
ウ 有線放送業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	
(3) 情報サービス業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	・内閣府資料 ・第3次産業活動指数 ・経済センサス ・毎月勤労統計調査
(4) 映像・音声・文字情報制作業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	
10 金融・保険業			
(1) 金融業			
ア 民間預金取扱機関	○FISIM産出額+受取手数料 ・FISM産出額（借り手側）：国の産出額×貸出金残高の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	・各金融機関資料 ・財務省資料 ・内閣府資料 ・経済センサス
イ 公的預金取扱機関	・FISM産出額（貸し手側）：国の産出額×預金残高の対全国比 ・受取手数料（預金取扱金融機関）：国の産出額×貸出金残高・預金残高の対全国比 ・受取手数料（その他の金融機関）：国の産出額×従業員数の対全国比		
(2) 保険業			
ア 生命保険	○民間生命保険：国の産出額×保有契約高の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	・(社)生命保険協会資料

項 目	産 出 額	中間投入額	主な資料
イ 年金基金	○農協組合共済：共済付加加入＋貸付金利息－借入金利息 ○その他：国の産出額×保有契約高の対全国比 ○国の産出額×加入者等の対全国比	○産出額×国の中間投入比率 ○産出額×国の中間投入比率 ○産出額×国の中間投入比率	・厚生年金保険・国民年金事業年報 ・損害保険料率算出機構資料 ・地方財政状況調査 ・栃木県信用保証協会資料
ウ 非生命保険	○受取保険料＋財産運用純益－支払保険金－準備金純増額 ※各数値は、全国値を保険料又は保険金の対全国値で算出	○産出額×国の中間投入比率	・全国家計構造調査（旧全国消費実態調査） ・国勢調査 ・直接照会
エ 定型保証	○信用保証協会：業務費 ○住宅ローンを保証する機関：国の産出額×1世帯当たり住宅・土地負債額の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	・内閣府資料
11 不動産業			
(1) 住宅賃貸業	○家賃（支出系列推計値から民泊部分を除いた値）＋住宅宿泊サービス支払額	○産出額×国の中間投入比率	・住宅・土地統計調査 ・建築着工統計 ・内閣府資料 ・観光庁資料 ・内閣地方創生推進事務局資料 ・国民経済計算
(2) 不動産仲介業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	・内閣府資料 ・第3次産業活動指数 ・経済センサス
(3) 不動産賃貸業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	・毎月勤労統計調査
12 専門・科学技術、業務支援サービス業			
(1) 研究開発サービス	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	・内閣府資料 ・獣医師の届出状況 ・第3次産業活動指数
(2) 広告業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	・経済センサス ・毎月勤労統計調査
(3) 物品賃貸サービス	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	
(4) その他の対事業所サービス業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	
(5) 獣医業	○国の産出額×獣医事に従事する者のうち民間団体職員・個人診療施設の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	

項 目	産 出 額	中間投入額	主な資料
13 公務	※「17 非市場生産者（政府）」を参照		
14 教育	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金 給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府資料</li> <li>・第3次産業活動指数</li> <li>・経済センサス</li> <li>・毎月勤労統計調査</li> </ul>
15 保健衛生・社会事業			
(1) 医療・保健			
ア 医療業	○保険適用となる傷病治療費（公費負担分 +保険者等負担分+後期高齢者医療給付分 +患者負担分）×（1+保険外診療比率）	○産出額×国の中間投入比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険診療報酬 支払基金年報</li> <li>・国民健康保険事業 年報</li> </ul>
イ 保健衛生業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金 給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木県統計年鑑</li> <li>・国家公務員災害補 償統計</li> </ul>
ウ 社会福祉業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金 給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員給与等 実態調査報告書</li> <li>・後期高齢者医療事業 状況報告</li> <li>・国民医療費の概況</li> <li>・直接照会</li> <li>・内閣府資料</li> <li>・第3次産業活動指数</li> <li>・経済センサス</li> <li>・毎月勤労統計調査</li> </ul>
(2) 介護	○介護給付・予防給付費用額（福祉用具購 入費と住宅改修費を除く）+市町村特別 給付費用額	○産出額×国の中間投入比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事業状況 報告</li> <li>・内閣府資料</li> </ul>
16 その他のサー ビス			
(1) 自動車整備 ・機械修理業			
ア 自動車整備業	○国の産出額×自動車保有台数の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通関連統計資料集</li> <li>・自動車検査登録情報 協会資料</li> </ul>
イ 機械修理業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金 給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府資料</li> <li>・第3次産業活動指数</li> </ul>
(2) 会員制企業 団体	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金 給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済センサス</li> <li>・毎月勤労統計調査</li> </ul>
(3) 娯楽業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金 給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	
(4) 洗濯・理容 美容・浴場業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金 給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	
(5) その他の対 個人サービス 業	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金 給与の対全国比	○産出額×国の中間投入比率	

項目	産出額	中間投入額	主な資料
＜非市場生産者＞			
17 非市場生産者 (政府)	○雇用者報酬＋中間投入＋固定資本減耗＋ 生産・輸入品に課される税 ※政府の下水道、廃棄物処理、公務、 教育、社会教育、学術研究、保健 衛生・社会福祉 についてそれぞ れ推計し、該当する経済活動に計 上する ※政府の中間投入額は、付加価値の 減少とは見なさないため、生産額 に加えている（一部を除き差引ゼ ロとなる）	○物件費（賃金除く）、維持補 修費等	・地方財政状況調査 ・経済センサス ・栃木県歳入歳出決 算書 ・市町村課資料 ・税務課資料 ・国民経済計算 ・直接照会 ・内閣府資料
18 非市場生産者 (非営利)	○国の産出額×従業者数の対全国比×現金 給与の対全国比 ※非営利の教育、社会教育、自然・ 人文科学研究機関、社会福祉、そ の他についてそれぞれ推計し、該 当する経済活動に計上する	○産出額×国の中間投入比率	・内閣府資料 ・経済センサス ・毎月勤労統計調査
＜自社開発ソフトウェア産出額及び企業内研究開発のR&D産出額＞			
19 自社開発ソフト ウェア産出額及 び企業内研究開 発のR&D産出額			
(1) 自社開発ソ フトウェア産 出額	○栃木県の産出額×国の自社開発ソフトウ ェア産出額／国の産出額 ※各経済活動（産業）別に推計して それぞれ加算		・内閣府資料
(2) 企業内研究 開発のR&D産出 額	○国の企業内研究開発のR&D産出額×栃木県 の研究者・技術者数比率 ※各経済活動（産業）別に推計して それぞれ加算		・国勢調査 ・内閣府資料

項目	推計方法	主な資料
＜一括して計上する項目＞		
輸入品に課される 税・関税	○国の額×栃木県の県内総生産における各経済活動の計／国民総生産における 各経済活動の計	・内閣府資料
総資本形成に係る 消費税	○支出系列で推計した「総固定資本形成及び在庫変動」のうち、仕入税控除で きる消費税額の合計 ※この額は、事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる ため、生産額から一括控除する。	

## 2 経済活動別県内総生産（生産側）（実質）

項 目	推 計 方 法	主な資料
	<p>1で推計した経済活動別県内総生産（名目）には、物価の変動により生産額が増減した分が含まれています（名目値）。これを、同じ条件下で年度間比較ができるよう、物価の影響を除去したものが「県民経済計算財活動別県内総生産（実質）」（実質値）です。</p> <p>実質値の推計に当たっては、物価の影響を除去するためのデフレーター（物価指数）を用いて、各経済活動ごとに産出額、中間投入額をそれぞれ実質化した上で再度総生産を算出する「連鎖方式」を用いています。</p> <p>この方式による場合、基準とする年度以外では加法整合性が成り立たず、各経済活動別生産額の合計が県内総生産額に一致しないという特徴があります。</p>	
実質値	<p>○以下の方法による。</p> <p>① 産出額、中間投入額、総生産額について、それぞれ次の方法により実質の伸び率を求める。</p> $\frac{\text{当年度の名目値} / \text{前年度の名目値}}{\text{当年度の価格指数} / \text{前年度の価格指数}} = \text{実質の伸び率}$ <p>② 推計開始年度である平成23年度を名目値をベースとして、24年度以降の名目値に①の伸び率を乗じていく（一次推計値）。</p> <p>③ 県民経済計算の推計方法の改定基準年（27年度）で生じる乖離を補正するため、次の方法により27年度の乖離率を求める。</p> $\frac{\text{27年=100とする物価指数により求めた27年度実質値}}{\text{②による27年度実質値}} = \text{乖離率}$ <p>④ ②の一次推計値に、③の乖離率を乗じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民経済計算</li> <li>・ 内閣府資料</li> </ul>

### 3 県民所得及び県民可処分所得の分配

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
1 県民雇用者報酬		
(1) 賃金・俸給		
ア 現金給与		
(ア) 農業	○ a 農家 + b その他 + c 有給家族従業者 a 農家 販売農家1戸当たり農業雇人費×農家戸数 b その他（農業企業など） 1人当たり雇用者報酬×1人当たり現金給与全国比×雇用者数 c 有給家族従業者 1人当たり年間平均給与×有給家族従業者数	・ 農業経営統計調査 ・ 農林業センサス ・ 国勢調査 ・ 内閣府資料 ・ 毎月勤労統計調査 ・ 経済センサス ・ 法人企業統計
(イ) 林業	○ a 林家 + b その他 + c 有給家族従業者 a 林家 林業純生産×個人分割合×雇用労賃率 b その他 1人当たり雇用者報酬×1人当たり現金給与全国比×雇用者数 c 有給家族従業者 1人当たり年間平均給与×有給家族従業者数	・ 林業経営統計調査 ・ 農林業センサス ・ 国勢調査 ・ 内閣府資料 ・ 毎月勤労統計調査 ・ 経済センサス ・ 法人企業統計
(ウ) 水産業	○ a 内水面漁業、内水面養殖業 + b 有給家族従業者 a 内水面漁業、内水面養殖業 純生産×雇用労賃率 b 有給家族従業者 1人当たり年間平均給与×有給家族従業者数	・ 直接照会 ・ 漁業経営統計調査 ・ 国勢調査 ・ 内閣府資料
(エ) 非農林水産業	○ a 常用雇用者、b 臨時・日雇それぞれ産業別に推計 a 常用雇用者 1人当たり現金給与×常用雇用者数 b 臨時・日雇 雇用者数×1人当たり年間現金給与額  ※教育のうち教職員、非市場生産者（政府）のうち公務については、それぞれ別途推計	・ 国勢調査 ・ 経済センサス ・ 毎月勤労統計調査 ・ 賃金構造基本統計調査 ・ 民間給与実態調査 ・ 内閣府資料 ・ 直接照会 ・ 学校基本調査報告書 ・ 栃木県統計年鑑
イ 役員報酬 (給与・賞与)	○ 1人当たり現金給与×格差率×役員数	・ 国勢調査 ・ 内閣府資料
ウ 議員歳費等	○ 国、県、市町村ごとの議員歳費	・ 直接照会 ・ 地方財政状況調査 ・ 市町村財政普通会計決算書

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
エ 現物給与	○ 現金給与総額×現物給与比率	・内閣府資料
オ 給与住宅差額家賃	○ (1か月1㎡当たり平均家賃－1か月1㎡当たり給与家賃) ×給与住宅延べ床面積×12か月	・住宅・土地統計調査 ・内閣府資料
(2)雇主の社会負担		
ア 雇主の現実社会負担	○社会保障基金に係る雇主の現実社会負担 年金、労働保険、船員保険、共済組合、組保管掌健康保険、児童手当及び子ども手当、社会保障基金、介護保険等を推計し、賃金・俸給の民/内の比により県民ベースに転換  ○その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担 確定給付型企業年金、退職一時金（民間分等）、確定拠出型企業年金等を推計し、賃金・俸給の民/内の比により県民ベースに転換	・全国健康保険協会管掌健康保険事業年報 ・国民健康保険事業年報 ・国家公務員給与等実態調査報告書 ・国民経済計算 ・経済センサス ・児童手当事業年報 ・子ども手当事業年報 ・厚生年金保険・国民年金事業年報 ・地方財政状況調査 ・後期高齢者医療事業状況報告 ・介護保険事業状況報告 ・内閣府資料 ・直接照会
イ 雇主の帰属社会負担	○雇主の帰属年金負担 現在勤務増分（年金制度の手数料含）－確定給付型年金に係る雇主の現実年金負担を推計し、賃金・俸給の民/内の比により県民ベースに転換  ○雇主の帰属非年金負担 退職一時金（政府分等）、公務災害補償費等を決算書等により推計	・地方財政状況調査 ・市町村財政の状況  ・厚生年金保険・国民年金事業年報 ・内閣府資料  ・直接照会
2 財産所得		
(1)一般政府（地方政府等）	○県、市町村、地方社会保障基金等地方政府に格付けされる財産所得の受取、支払を計上 土地の賃借料からは土地税を控除	・県決算書 ・地方財政状況調査 ・市町村財政の状況 ・市町村公営企業決算の状況 ・内閣府資料 ・直接照会
(2)家計		
ア 利子	○A受取利子とB支払利子に分けて推計  A 受取利子 a 預貯金利子 （a）一般預貯金利子 金融機関別支払預金利子（全国値）×個人預金残高の対全国比×個人分割合 （b）社内預金利子 社内預金利子（全国値）×個人預金残高の対全国比  b 有価証券利子 有価証券利子（全国値）×個人預金残高の対全国比  c 信託利子 受取利子（FISIM調整前－（a）－（b）－ b	・日本銀行統計 ・国税庁統計年報 ・地方財政状況調査 ・内閣府資料  ・直接照会



項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
	B 支払利子 a 消費者負債利子 消費者負債利子（全国値）×貸出残高の対全国比	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府資料</li> </ul>
イ 配当	○配当金（全国値）×配当所得の対全国比	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府資料</li> <li>・国税庁統計年報</li> </ul>
ウ その他の投資所得	○保険契約者に帰属する投資所得 機関別帰属収益（全国値）×分割比率  ○年金受給権に係る投資所得 全国値×保険料収納済額の対全国比×内民転換比率  ○投資信託投資者に帰属する投資所得 全国値×預金残高の対全国比×家計分の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府資料</li> <li>・直接照会</li> <li>・日本銀行統計</li> </ul>
エ 賃貸料（受取）	○土地賃借料 ・受取地代＝借地戸数×1世帯当たり支払地代×家計の受取賃貸料／支払賃貸料（間接税としての土地税が含まれているため、控除） ・家計の土地税＝土地税総額×借地割合×受取地代総額（地方政府等、対家計民間非営利団体、企業、家計の合計）に占める家計分の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接照会</li> <li>・農林業センサス</li> <li>・経済センサス</li> <li>・家計調査</li> <li>・住宅・土地統計調査</li> <li>・消費者物価地域差指数</li> <li>・内閣府資料</li> </ul>
(3) 対家計民間非営利団体	○財産所得の受取（全国値）、支払（全国値）を同従業者数の対全国比により分割  地代からは土地税を控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府資料</li> <li>・事業所・企業統計調査</li> </ul>
※受取・支払利子	○受取・支払利子は制度部門別にFISIM消費額を元に推計 ・受取利子＝FISIM調整前受取利子＋FISIM貸し手側消費額 ・支払利子＝FISIM調整前支払利子－FISIM借り手側消費額	
3 企業所得 (1) 民間法人企業	○ a 営業余剰＋ b 受取財産所得－ c 支払財産所得により推計（金融機関・非金融法人企業別）  a 営業余剰 i 金融機関 生産系列で推計した営業余剰 ii 非金融法人企業（民間分） 生産系列で推計した営業余剰（金融・保険業除）から、後述の公的企業（非金融）、個人企業の営業余剰・混合所得を差し引いた残差。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府資料</li> <li>・経済センサス</li> <li>・直接照会</li> <li>・事業所・企業統計調査</li> </ul>

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
	<p>b 受取財産所得</p> <p>(a) 利子</p> <p>i 金融機関</p> <p>機関別受取利子（全国値）×預金残高・貸付残高・保険契約高等の対全国比</p> <p>ii 非金融法人企業</p> <p>受取利子（全国値）×営業余剰の対全国比</p> <p>(b) 法人企業の分配所得</p> <p>法人企業の分配所得受取（全国値）×営業余剰の対全国比</p> <p>(c) 保険契約者に帰属する財産所得</p> <p>非生命保険の帰属収益（支払）×保険料比率による民間人企業分</p> <p>(d) 賃貸料（非金融法人企業のみ）</p> <p>国の受取地代に法人決定価格の対全国比を乗じたものから、土地税を控除。</p> <p>c 支払財産所得</p> <p>(a) 利子</p> <p>i 金融機関</p> <p>機関別支払利子（全国値）×預貯金残高・保険契約高等の対全国比（詳細については生産系列の金融・保険業の推計方法参照）</p> <p>ii 非金融法人企業</p> <p>支払利子（全国値）×営業余剰の対全国比</p> <p>(b) 法人企業の分配所得</p> <p>金融機関、非金融法人企業とも、法人企業の分配所得支払（全国値）×営業余剰の対全国比</p> <p>(c) 保険契約者に帰属する財産所得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生命保険の帰属収益</li> <p>帰属収益（全国値）×保有契約高等の対全国比</p> <li>・非生命保険の帰属収益</li> <p>帰属収益（全国値）×（火災保険+自動車保険+自賠責保険）の保険料収入の対全国比</p> <li>・保険契約者配当</li> <p>保険契約者配当（全国値）×帰属収益の分割比率</p> </ul> <p>(d) 賃貸料</p> <p>国の支払地代×法人決定価格の対全国比－土地税（家計④賃貸料参照）</p>	

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
(2) 公的企業	<p>○ a 国関係機関 + b 県・市町村関係（金融と非金融別推計）</p> <p>a 国関係機関</p> <p>企業特別会計および機構、公庫等政府関係機関の企業所得（全国値）を各指標の全国比により分割</p> <p>b 県・市町村関係</p> <p>各公営企業および土地開発公社、住宅供給公社、道路公社等について、その損益計算書等より、原則として営業収益－営業費用＋財務収益－財務費用により推計。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府資料</li> <li>・直接照会</li> <li>・地方財政状況調査</li> <li>・市町村公営企業決算の状況</li> </ul>
(3) 個人企業		
ア 農林水産業	<p>○ a 混合所得－ b 支払財産所得（受取財産所得は家計一括計上）</p> <p>a 混合所得</p> <p>純生産－県内雇用者報酬－民間法人企業営業余剰</p> <p>b 支払財産所得</p> <p>(a) 利子</p> <p>支払利子（全国値）×関係金融機関貸付残高の対全国比</p> <p>(b) 賃貸料</p> <p>支払地代－土地税 支払地代＝田畑別10 a 当たり小作料×小作地面積</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接照会</li> <li>・内閣府資料</li> <li>・内閣府資料</li> <li>・農林業センサス</li> </ul>
イ 非農林水産業	<p>○ a 混合所得－ b 支払財産所得</p> <p>a 混合所得 (a) + (b) + (c)</p> <p>(a) 1個人企業あたり 混合所得（全国値）×所得格差</p> <p>(b) 内職 (a) ×内職所得比率×内職者数</p> <p>(c) 兼業 (a) ×兼業比率</p> <p>b 支払財産所得</p> <p>(a) 利子</p> <p>支払利子（全国値）×個人企業数の対全国比</p> <p>(b) 賃貸料</p> <p>支払地代－土地税</p> <p>支払地代＝持ち家のうち、店舗その他併用住宅で敷地が借地の戸数×1世帯当たり地代×修正倍率</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府資料</li> <li>・国勢調査</li> <li>・国税庁統計年報</li> <li>・経済センサス</li> <li>・内閣府資料</li> <li>・国勢調査</li> <li>・住宅・土地統計調査</li> <li>・全国消費実態調査</li> <li>・家計調査</li> </ul>
ウ 持ち家	<p>○ a 営業余剰－ b 支払財産所得</p> <p>a 営業余剰</p> <p>住宅賃貸業の営業余剰×持ち家比率</p> <p>b 支払財産所得</p> <p>(a) 利子</p> <p>住宅支払利子（全国値）×全国銀行の持ち家利子等の対全国比</p> <p>(b) 賃貸料</p> <p>支払地代－土地税</p> <p>支払地代＝持ち家のうち専用住宅で敷地が借地の戸数×1世帯当たり地代×修正倍率</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・土地統計調査</li> <li>・内閣府資料</li> <li>・全国消費実態調査</li> <li>・家計調査</li> </ul>

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
※受取・支払利息	<p>○受取・支払利息は制度部門別にFISIM額を元に推計</p> <p>a 金融機関以外</p> <p>受取利息＝FISIM調整前受取利息＋FISIM貸し手側消費額</p> <p>支払利息＝FISIM調整前支払利息－FISIM借り手側消費額</p> <p>b 金融機関</p> <p>受取利息＝FISIM調整前受取利息＋FISIM貸し手側消費額－FISIM借り手側産出額</p> <p>支払利息＝FISIM調整前支払利息－FISIM借り手側消費額＋FISIM貸し手側産出額</p>	<p>・内閣府資料</p>
4 経常移転	<p>○制度部門別所得支出勘定で、財産所得以外の経常移転の各項目を積み上げることにより求める。</p>	

#### 4 県内総生産（支出側）（名目）

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
1 民間最終消費支出		
(1) 家計最終消費支出	<p>13目的別に県の家計最終消費支出額を推計する。</p> <p>※13目的別(食料・非アルコール、アルコール飲料・たばこ、被服・履物、住宅・電気・ガス・水道、家具・家庭用機器・家事サービス、保健・医療、交通、情報・通信、娯楽・スポーツ・文化、教育サービス、外食・宿泊サービス、保険・金融サービス、個別ケア・社会保護・その他)</p> <p>○県の13目的別家計最終消費支出額＝ 国の13目的別最終消費支出額×消費支出額推計値の対全国比</p> <p>・消費支出額推計値の対全国比＝県の消費支出額推計値/国の消費支出額推計値</p> <p>・県の消費額支出額推計値＝1世帯当たり消費支出額(全国家計構造調査(全国消費実態調査)から推計)×世帯数(国勢調査から推計)+直接推計項目</p> <p>・国の消費額支出額推計値＝1世帯当たり消費支出額(全国家計構造調査(全国消費実態調査)から推計)×世帯数(国勢調査から推計)+直接推計項目</p> <p>※直接推計項目(全国家計構造調査(全国消費実態調査)では捕捉していない項目等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民経済計算</li> <li>・国産業連関表</li> <li>・全国家計構造調査</li> <li>・全国消費実態調査</li> <li>・国勢調査</li> <li>・住民基本台帳人口要覧</li> <li>・内閣府資料</li> <li>・消費者物価指数</li> <li>・住宅・土地統計調査</li> <li>・建築着工統計調査</li> <li>・建築物滅失統計調査</li> <li>・観光庁資料</li> <li>・内閣府地方創生推進事務局資料</li> <li>・小売物価統計調査</li> <li>・栃木県産業連関表</li> <li>・自動車登録統計資料</li> <li>・介護保険事業状況報告</li> </ul>
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	<p>○対家計民間非営利団体最終消費支出＝ 非市場生産者(非営利)の産出額－財貨・サービスの販売額－自己勘定総固定資本形成(R&amp;D)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民経済計算</li> <li>・内閣府資料</li> </ul>
2 地方政府等最終消費支出	<p>○地方政府等最終消費支出＝ 非市場生産者(政府)の産出額(地方政府等) －財貨・サービスの販売(地方政府等) －自己勘定総固定資本形成(R&amp;D)(地方政府等) ＋現物社会移 転(市場産出の購入)(地方政府等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民経済計算</li> <li>・直接照会</li> </ul>
3 県内総資本形成		
(1) 総固定資本形成		
ア 民間		
(7) 住宅	<p>○民間住宅＝住宅投資総額－公的住宅投資額</p> <p>・住宅投資総額 ＝(民間住宅(改装・改修以外)+公的住宅)×居住用年度計工事費の対全国比 ＋民間住宅(改装・改修)×維持・修繕工事費の対全国比</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民経済計算</li> <li>・建設総合統計年度報</li> <li>・建設工事施工統計</li> <li>・建築統計年報</li> <li>・内閣府資料</li> </ul>
(4) 企業設備	<p>資産分類別に以下の項目を推計する。</p> <p>○その他の建築物・構造物及び機械・設備</p> <p>a 製造業 ＝有形固定資産取得額＋建設仮勘定の対全国比</p> <p>b 製造業以外 ＝県の総生産×国内総生産に占める投資額比率</p> <p>○育成生物資源＝「果実(果樹)＋乳牛＋その他の畜産」の産出額×対全国比</p> <p>○研究・開発及びコンピュータ・ソフトウェア ＝県の総生産×国内総生産の投資額比率</p> <p>○娯楽作品原本 ＝放送業及び映像・音声・文字情報制作業の売上額合計－(NHKの受信料収入＋県の交付金収入(放送受信契約数で県別按分))×対全国比</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民経済計算</li> <li>・工業統計調査</li> <li>・生産農業所得統計</li> <li>・経済センサス</li> <li>・NHK年鑑</li> </ul>

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
イ 公的 (7)住宅	○公的住宅＝ 決算資料、照会資料より住宅費を計上 (用地取得費等は控除)	・直接照会 ・地方財政状況調査 ・市町村財政の状況
(4)企業設備	○公的企業設備＝ 決算資料、照会資料より集計した設備投資額 ＋ R&D＋娯楽作品原本	・直接照会 ・内閣府資料 ・国民経済計算 ・経済センサス ・企業局資料 ・市町村公営企業決算の状況 ・道路現況調査
(7)一般政府	○一般政府＝ 建設事業費等の合計(用地取得費等は控除)＋コンピュー ターソフトウェア及びR&D	・財政収支調査 ・地方財政状況調査 ・栃木県歳入歳出決算書 ・市町村普通会計決算の状況
(2)在庫変動	民間企業、公的企業別に下記の方法で名目在庫変動を 推計  ○県の名目在庫変動＝ 県の実質在庫変動×在庫変動デフレーター(年度平均)  ・県の実質在庫変動＝ 県の年度末実質在庫残高-県の前年度末実質在庫残高 ・県の実質在庫残高(年度末)＝ 県の名目在庫残高/在庫残高デフレーター(年度末) ・県の名目在庫残高(年度末)＝ 県の名目産出額×国の名目在庫残高比率 ・国の名目在庫残高比率＝ 国の名目在庫残高×国の名目産出額	・国民経済計算 ・内閣府資料
4 財貨・サービスの 移出入(純)・統計上 の不突合		
(1)移出入(純)		
ア 移出	○移出額＝(産出額×移出率)＋非市場生産者(政 府)の産出額(中央政府等)－財貨・サービスの販 売(中央政府等)－自己勘定総固定資本形成(R&D) (中央政府等)	・栃木県産業連関表
イ (控除)移入	○移入額＝(生産系列で推計する中間投入額＋民間最終 消費支出＋政府最終消費支出＋総資本形成)× 産業連関表の部門別構成比×移入率	・栃木県産業連関表
ウ FISIM移出入	○FISIM産出額(生産系列)－FISIM消費額	
(2)統計上の不突合	○県内総生産(生産側)－(1 民間最終消費支出＋2 地 方政府等最終消費支出＋3 総資本形成＋4 (1) 移 出入(純))	
5 県内総生産(支出側、 名目値)	○1 民間最終消費支出＋2 地方政府等最終消費支出＋ 3 総資本形成＋4 財貨・サービスの移出入(純)・統 計上の不突合	
6 域外からの所得(純)	○県民所得(分配)－県内純生産	
7 県民総所得	○5 県内総生産(支出側)＋6 域外からの所得(純)	

## 5 県内総生産（支出側）（実質）

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
1 民間最終消費支出 2 地方政府等最終消費支出 3 県内総資本形成	各項目ごとに生産系列と同様の計算式により実質値を求める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民経済計算</li> <li>・内閣府資料</li> </ul>
4 財貨・サービスの出入（純）・統計上の不突合	○5 県内総生産(実質値)－(1 民間最終消費支出(実質値)+2 地方政府等最終消費支出(実質値)+3 県内総資本形成(実質値))	
5 県内総生産(支出側)	生産系列で推計した県内総生産の実質値	
6 域外からの所得（純）	○県民所得（分配）－県内純生産	
7 県民総所得	○5 県内総生産(支出側)+6 域外からの所得(純)	

